一般社団法人製造業社会インフラ AI 協会入会規定

この規定（以下「本規定」という）では、本法人の入会に関して必要な事項を定めます。本規定と定款又は会員規約の定めが相反する場合には、定款、会員規約、本規定の順に優先して適用するものとします。

第１条　入会申込書

本法人に一般会員、特別会員又は賛助会員として入会を希望する者（以下「申し込み者」という）は、添付別紙の入会申込書に必要事項を記入して本法人に提出するものとします。入会は、代表理事が当該申込みを承認した時点で成立するものとします。

第２条　会員種別

本法人の会員は、次のとおりとします。

（１）一般会員　本法人の活動目的に賛同して入会した事業会社

（２）特別会員　本法人の活動目的に賛同して入会した事業会社以外の企業及び団体

（３）賛助会員　本法人の活動目的に賛同して入会した大学法人、官公庁、団体等

第３条　年会費

申し込み者は、以下に定める年会費を、本法人が指定する支払期日までに、本法人の事務局が指定する銀行口座への振込みにより支払うものとします。なお、支払い済みの年会費については、その理由の如何を問わず、返還しないものとします。

（１）一般会員 無償

（２）特別会員 30 万円/年（消費税課税対象外）

（３）賛助会員 無償

年会費の対象期間その他年会費の取扱いについては、会員規約第５条の定めによるものとします。

第４条　会員資格の確認

一般会員、特別会員及び賛助会員は、協会ホームページにある会員一覧により、会員であることを確認できます。

会員名は、本法人のホームページ等において公開可能であることを原則とします。法人ロゴ等の公開については、入会申込書に記載された公開可否に従います。

第５条　記載事項の変更について

1. 会員は、入会申込書の必須記載事項に変更があった場合には、速やかに書面もしくは電磁的方法（インターネット・メール等）により、本法人に通知する必要があります。

2. 前項に規定している会員の変更の届が無かった場合、本法人からの通知、書類等が遅延

または不達になったとしても、本法人はその責任を負いません。

第６条　入会の拒否

本法人は、申し込み者が、次のいずれかに該当する場合には、入会を認めない場合があります。

1. 申込書に偽名等の虚偽の事項を記載した場合
2. 申し込み者が、本規定、規約、定款その他本法人の諸規程に反する可能性が高いと判断する妥当な根拠がある場合
3. 反社会的な勢力もしくは団体に関与していると認められる場合
4. その他、前各号に準ずる場合で、本法人が入会を適当でないと判断した場合

第７条　会員資格の継承について

法人の資格で入会した会員が、合併等により、その会員資格が新たな法人に継承された場合には、当該資格を継承した会員は、速やかにその旨を本法人に通知する必要があります。尚、第６条（入会の拒否）の規定は、この場合にも準用されます。

第８条　施行

この規定は、2026 年 11 月 16 日より施行します。

以上